

平成30年大阪府北部を震源とする地震による災害により 被災した被保険者等に係る一部負担金等の取り扱いについて

1. 一部負担金の徴収猶予について

平成30年大阪府北部を震源とする地震による災害により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

2. 被保険者証の取扱い及び保険料について

被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられております。

また、被災された事業所及び任意継続被保険者の保険料についても特例的な措置がございます。

3. 適用市町村について

別添のとおり

ご不明の点は下記までお問い合わせください。

- ・一部負担金の徴収猶予について 給付課(TEL 03-3861-1853)
- ・被保険者証及び保険料について 適用課(TEL 03-3861-1854)



平成 30 年 6 月 18 日
内閣府（防災担当）

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、大阪府は 12 市 1 町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大阪府】 大阪市 (おおさかし) 豊中市 (とよなかし) 吹田市 (すいたし) 高槻市 (たかつきし) 守口市 (もりぐちし) 枚方市 (ひらかたし) 茨木市 (いばらきし) 寝屋川市 (ねやがわし) 箕面市 (みのおし) 摂津市 (せつつし) 四條畷市 (しじょうなわてし) 交野市 (かたのし) 三島郡島本町 (みしまぐんしまもとちょう)	6月18日	大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

鶴見、佐藤、篠原

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）